



事業者向け支援・給付など



「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度認証店応援金」

宮城県の新型コロナ対策認証制度による認証を受けた町内の飲食店に対し、応援金を支給します。

支給金額 1事業者当たり 100,000円

※対象や申請方法など詳しくは町公式HPをご覧ください。

☎ 商工観光課(☎34-0513)

「新型コロナウイルス感染症対策飲食業事業者等支援給付金」

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上などに大きな影響を受けている飲食業事業者などに対し、事業を継続するための支援として運転資金などに使える給付金を支給します。

対象となる事業者

- (1) 飲食店営業または喫茶店営業の許可を受け、宮城県が実施した営業時間短縮の協力要請の対象施設ではないこと。ただし、コンビニエンスストアおよびスーパーマーケットを営む事業者を除く。
- (2) タクシー業を営む事業者であること。ただし、介護タクシー業を営む事業者を除く。
- (3) 飲食店に酒類、食材などを販売している事業者のうち、飲食店への売上が事業者の売上全体の30%を超える事業者であること。

対象となる要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月または5月の売上高が令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1月の売上高より20%以上減少していること。
- (2) 給付金受領後も引き続き事業活動を継続する意欲があること。
- (3) 営む事業が風俗営業などに該当しないこと。
- (4) 役員および代表者が暴力団および暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 政治団体および宗教上の組織または団体でないこと。
- (6) 町税などを滞納していないこと。
- (7) 対象となる事業者の(1)については、宮城県新型コロナ対策実施中のポスターの取得および掲示などを行っていること。

支給金額 1事業者当たり 200,000円

申請期限 8月31日(火) 必着

※詳しくは町公式HPをご覧ください。

☎ 商工観光課(☎34-0513)

申請忘れはありませんか？

「新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付金」

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上などに大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業を継続するための支援として運転資金などに使える給付金を支給します。

支給金額 1事業者当たり 10万円または20万円(売上の減少率による)

申請期限 9月30日(木) 必着

※対象となる事業者や要件、申請方法など詳しくは町公式HPか、広報わたり4月号7頁をご覧ください。

☎ 商工観光課(☎34-0513)



個人・世帯向け支援・給付など



子育て世帯生活支援特別給付金(低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付します。

支給対象 次の①②のいずれも当てはまる方

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母など

※令和3年4月分の児童扶養手当を受給した方は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給済みですので、支給対象世帯に含まれません。

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の父母、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった父母

支給額 児童1人につき5万円

申請手続き・支給決定

区分	令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方(令和4年2月末までに生まれた新生児なども対象)	左記以外の方(高校生のみ養育している方で住民税非課税の方や、収入が急変した方など)
申請・受付期間	申請不要 対象者には7月中にお知らせを通知します	要申請 申請書類は窓口備え付けまたは町公式HPからダウンロード可 ----- 受付期間 7月1日(木)~令和4年2月28日(月)
振込方法	児童手当や特別児童扶養手当を支給している口座に振込	申請書類に記載した指定口座に振込

※詳しくは町公式HPを確認するか問合せください。

申請・☎ 子ども未来課(☎34-1225)

減収者に対する減免制度

対象 令和2年と3年で、同一事業に従事し、令和3年中の収入が令和2年中と比較して、10分の3以上の減収が見込まれる方

※転職および事業内容を変更した場合は、減免対象外です。

※令和2年中の所得が1千万円を超える方、または副収入の所得が400万円を超える方は減免対象外です。

減免の対象となる制度 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険

※国民健康保険のみ、減収者が世帯主でない場合は、減免対象外です。

※申請方法など詳しくは問い合わせください。

☎ 国民健康保険、後期高齢者医療に関すること 健康推進課(☎34-0501)
介護保険に関すること 長寿介護課(☎34-1437)